

第8章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物など）または樹木について指定し、維持、保全及び継承を図るものです。

本市では、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路など公共の場所から容易に見ることができるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を以下のとおり定めます。

※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に際しては、佐賀市景観審議会の意見を聴くこととします。

■景観重要建造物の指定方針

- ・地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの
- ・優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、地域づくりに寄与するもの

※いずれかに該当するものを指定することとします。

■景観重要樹木の指定方針

- ・地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- ・優れた樹形を有するなど、地域のシンボルとなる樹木で、地域づくりに寄与するもの

※いずれかに該当するものを指定することとします。

【既存制度との関連について】

- ・景観計画の策定に先立ち、佐賀市都市景観条例（旧条例）に基づく「都市景観重要建築物等」として、平成23年度までに29物件を指定し、助成等により保存に努めてきたところです。
- ・これまで指定してきた「都市景観重要建築物等」については、旧条例の制度として残します。今後は、所有者の意向を踏まえながら、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定に向けて検討していきます。